



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

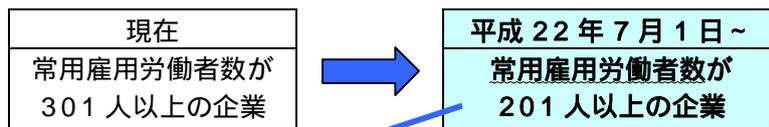
担当:花村

障害者雇用納付金制度の対象企業が拡大されます

企業には、一定の人数の障害者を雇用することが義務付けられています。雇用している障害者の人数が、法定雇用率の1.8%に満たない企業は、障害者雇用納付金を納める必要があります。現在、この制度の対象となる企業は大企業となっていますが、平成22年7月からは一定規模以上の中小企業にも対象となります。今回は、障害者雇用納付金についてご案内いたします。



対象となる企業



雇用期間に定めのない従業員
雇用期間の定めのある従業員のうち
ア. 1年以上雇用実績がある従業員
イ. 1年以上雇用する見込みがある従業員
} いずれかに該当 = 常用雇用労働者

平成27年4月1日からは常用雇用労働者数が101人以上の企業が対象となります。

納める金額は？

不足人数1人あたりの納付金額

常用雇用労働者数 201人以上の企業	常用雇用労働者数 301人以上の企業
月額4万円 (平成27年7月~:5万円)	月額5万円

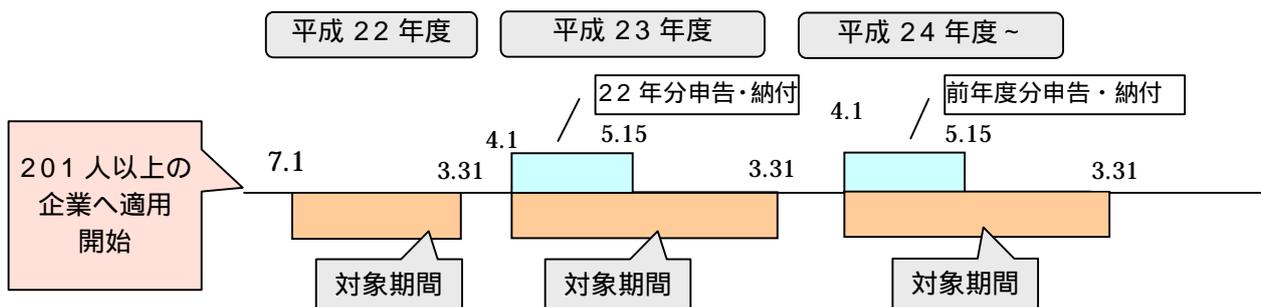
法定雇用人数: 4人
250人 × 法定雇用率(1.8%) = 4.5
不足人数 = 4人(端数切捨) - 1人

<例>

- ・常用雇用労働者数が250人の企業で、障害者を1人雇用している場合
1年間分の納付金額 = (不足人数3人 × 4万円) × 12ヶ月分 = 144万円

申告・納付のスケジュールは？

納付期限 毎年4月1日~5月15日の間に前年度分を納付



~お知らせ~

障害者雇用納付金の算定対象となる身体障害者の範囲に「肝臓の機能の障害」が追加されました(平成22年4月~)

<http://sr-aozora.biz/contents/letter/040.pdf>